

令和9年度 保育施設利用のご案内



桂 川 町

子育て支援課 子育て支援係

☎問い合わせ先 Tel 65-0081

目 次

1.	保育施設について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2.	保育を必要とする事由と認定について・・・・・・・・	P 3
3.	保育料等の算定と納付について・・・・・・・・	P 4
4.	保育料の無償化と副食費について・・・・・・・・	P 5
5.	桂川町保育料基準表(3号保育認定)・・・・・・・・	P 7
6.	4月からの入所申込について・・・・・・・・	P 8
7.	年度途中からの申込について・・・・・・・・	P 9
8.	広域保育について・・・・・・・・	P 9
9.	施設利用決定までの流れ・・・・・・・・	P 10
10.	申込必要書類について・・・・・・・・	P 11
11.	お願いと注意事項について・・・・・・・・	P 11
12.	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定(現況届)申請書 兼 保育所等利用申込書・・・・・・・・	P 12
13.	個人番号届出書・・・・・・・・	P 14

1. 桂川町内の保育施設について

桂川町内には公立1園、私立3園があります。

公・私	施設区分	施設名	住所	電話番号	保育時間	定員
公立	保育所	土師保育所	土師 2464 番地 1	65-0077	7:30-18:30	120 人
私立	幼保連携型 認定こども園	きのみの森こども園	土師 1117 番地 23	65-3367	7:15-18:15	115 人
私立	保育所	善来寺保育園	土居 1094 番地 29	65-1702	7:15-18:15	110 人
私立	小規模保育事業所	まめだ保育園	豆田 301 番地 4	96-8855	7:15-18:15	19 人

●認定こども園とは…

教育と保育を行う施設で、幼稚園と保育所の特徴を併せ持っています。

満3歳以上であれば「保育の必要性」が認められなくなっても、1号認定（幼稚園）に切り替えるだけでそのまま通い続けることができます。

●小規模保育事業所とは…

保育所等の施設より少人数の単位で子どもを預かる施設です。

0歳児から2歳児までを対象に、家庭的保育に近い環境できめ細やかな保育活動が行われます。

※きのみの森こども園の1号認定（幼稚園部）については、きのみの森こども園に直接お問い合わせください。

●令和9年度の年齢別クラス

クラス年齢	生年月日	
0歳児クラス	令和8年4月2日生まれ	～
1歳児クラス	令和7年4月2日生まれ	～ 令和8年4月1日生まれ
2歳児クラス	令和6年4月2日生まれ	～ 令和7年4月1日生まれ
3歳児クラス	令和5年4月2日生まれ	～ 令和6年4月1日生まれ
4歳児クラス	令和4年4月2日生まれ	～ 令和5年4月1日生まれ
5歳児クラス	令和3年4月2日生まれ	～ 令和4年4月1日生まれ

※申込用紙は、令和9年4月1日時点でのお子さんの年齢を記入してください。

2. 保育を必要とする事由と認定について

保育施設の利用を希望し、保育必要事由のいずれかに該当する場合、満3歳以上の子どもは、2号認定、満3歳未満の子どもは3号認定となります。

保育を必要とする事由として認められるものは①から⑨の項目です。

保育必要事由
① 月 48 時間以上の就労
② 求職活動（起業の準備を含む）※2カ月の期間あり。年度内に1回限り
③ 妊娠・出産（出産月の前後2か月）
④ 就学（学校教育法に規定された学校等及び職業訓練校含む）
⑤ 保護者の疾病、障がい
⑥ 長期入院等している親族の介護・看護
⑦ 災害などのために保育ができない家庭
⑧ 育児休業中等で上の子の入所継続（満1歳を迎える月の末日まで）
⑨ その他、町が認める場合

※ただし、親族その他の人で保育できる人がいる場合は除かれます。

●保育必要量について

保育必要事由によって、いずれかの保育必要量が決定します。

保育標準時間	一日あたり最長 11 時間
保育短時間	一日あたり最長 8 時間

※延長保育を除く

3. 保育料等の算定と納付について

●保育料の算定について

保育料・副食費の算定は、毎年9月が改定の時期となります。

お子さんの年齢、保護者の市町村民税額の合算額をもとに算定されます。原則、父母が保育料の算定上の扶養義務者となります。

ただし、お子さんと同居している祖父母等がいる場合には、その祖父母等がお子さんの扶養義務者として、保育料等の算定に含まれる場合があります。

●保育料の納付方法について

金融機関での口座振替により納付してください。

子育て支援課・保育施設・役場の会計係等の窓口「口座振替依頼書」を用意していますので、必要事項を記載の上、金融機関に提出してください。

また、福岡銀行・西日本シティ銀行・福岡嘉穂農協・ゆうちょ銀行については、WEBで申込ができます。

桂川町のホームページをご覧ください。

※引き落としができなかった場合は、翌月再振替をおこないます。

よくある質問

8月分までと比べて、9月分からの保育料が高くなっているのはなぜ？

→保育料の改定時期が9月となっており、9月分以降の保育料は、当年度の市町村民課税額に基づき算定を行っています。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料					当年度の市町村民税額に基づく保育料						

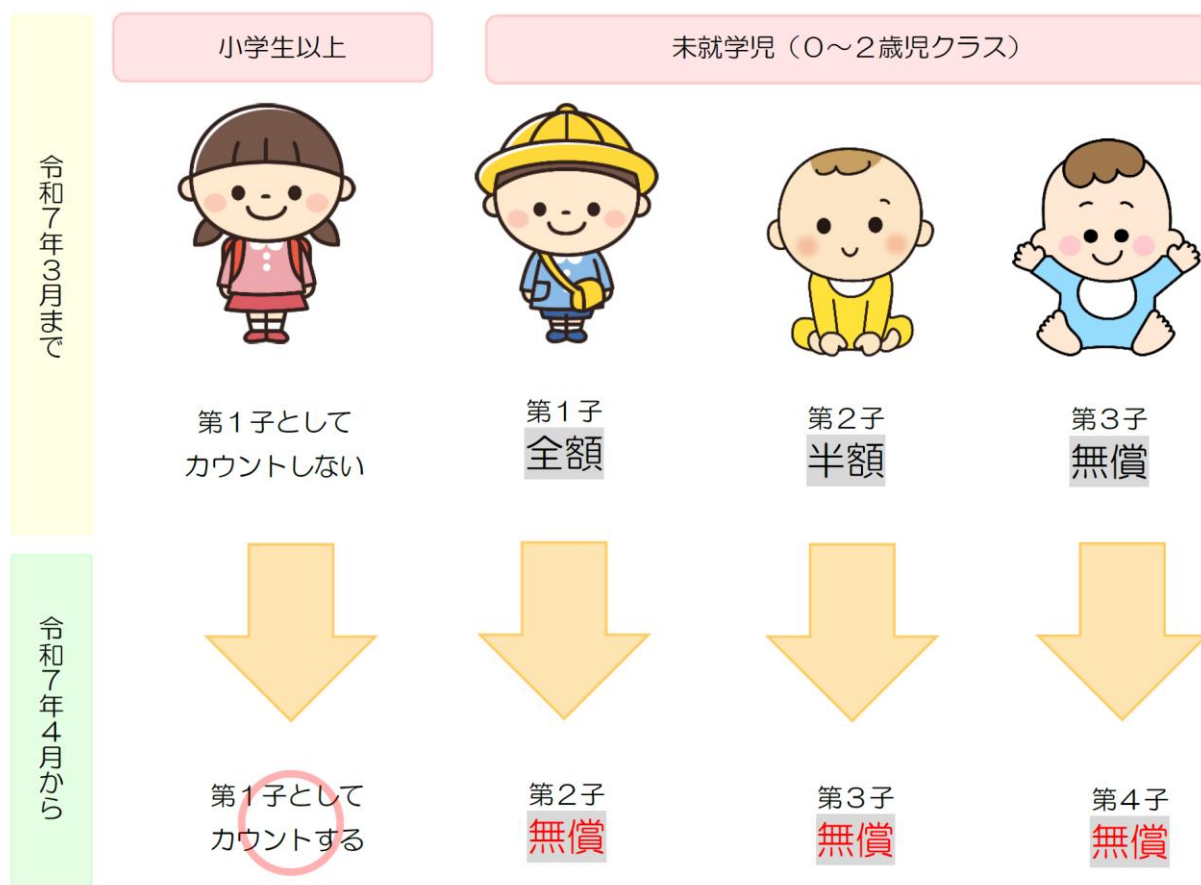
4. 保育料の無償化と副食費について

●保育料の無償化について

令和元年 10 月幼児教育・保育の無償化が始まりました。これにより、3歳児クラス～5歳児クラスのお子さんの保育料が無料となりました。

●第2子以降保育料無償化について

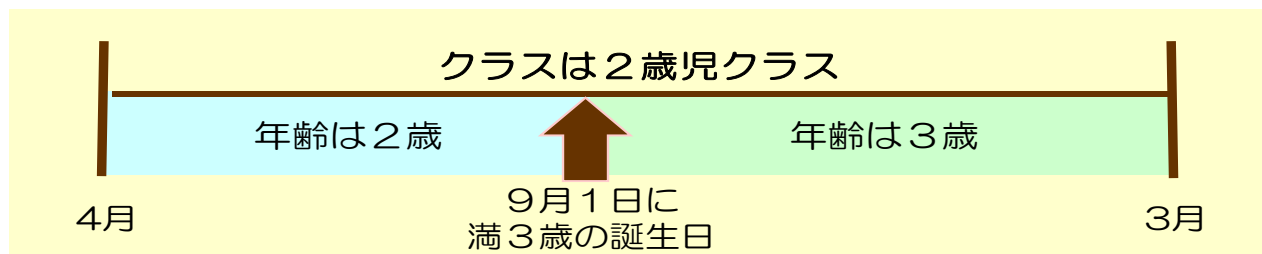
令和7年4月より、第2子以降の保育料無償化を始めました。保育所等の同時利用やきょうだいの年齢に関わらず、生計を同一にしているこどものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子以降とカウントします。



よくある質問

9月1日に3歳のお誕生日を迎えたのに、保育料がかかるのはなぜ？

→保育料の無償化の対象は、その年の4月1日時点で3歳になっているお子さんです。
3歳児クラスのお子さんから、保育料が無料になります。



9月1日生まれのお子さんは、4月1日時点の年齢は2歳でクラス年齢は2歳児クラスです。0歳児～2歳児は保育料無償化の対象外となるので、保育料がかかります。

●副食費の徴収と免除について

保護者の市町村民税額の合算額により、副食費の徴収対象者と免除対象者が決まります。
免除の対象となるのは、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯と、小学校就学前のお子さんで、3人目以降のお子さんです。

	第1子	第2子	第3子
所得割57,700円未満	免除	免除	免除
所得割57,700円以上	徴収	徴収	免除

●副食費の納付方法について

公立保育所の副食費は、保育料と同じく桂川町が徴収を行います。私立保育園については、園によって納付方法や期限等が異なりますので、利用施設へお問い合わせください。

5. 桂川町保育料基準表（3号保育認定）

令和元年10月 1 日改正

階層区分			保育標準時間		保育短時間	
			第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子
1	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円
2	町民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円
3-1 A		ひとり親等の世帯	7,200円	0円	7,080円	0円
3-1 B	町民税均等割のみ世帯		15,400円	7,700円	15,170円	7,580円
3-2 A	町民税所得割額	ひとり親等の世帯	8,960円	0円	8,820円	0円
3-2 B	48,600円未満		18,920円	9,460円	18,640円	9,320円
4-1 A		ひとり親等の世帯	9,000円	0円	9,000円	0円
4-1 B	61,000円未満		20,270円	10,130円	19,970円	9,980円
4-2 A		ひとり親等の世帯	9,000円	0円	9,000円	0円
4-2 B	73,000円未満		23,660円	11,830円	23,310円	11,650円
4-3 A		ひとり親等の世帯 77,101円未満	9,000円	0円	9,000円	0円
4-3 B	85,000円未満		25,930円	12,960円	25,540円	12,770円
4-4	97,000円未満		26,500円	13,250円	26,100円	13,050円
5-1	121,000円未満		34,000円	17,000円	33,490円	16,740円
5-2	145,000円未満		35,500円	17,750円	34,970円	17,480円
5-3	169,000円未満		38,000円	19,000円	37,430円	18,710円
6-1	213,000円未満		41,010円	20,500円	40,390円	20,190円
6-2	257,000円未満		42,180円	21,090円	41,550円	20,770円
6-3	301,000円未満		48,790円	24,390円	48,060円	24,030円
7	397,000円未満		51,200円	25,600円	50,430円	25,210円
8	397,000円以上		56,000円	28,000円	55,160円	27,580円

※同一世帯から2人以上の未就学児童が入所する場合、最年長の子どもは第1子で全額、その下の子は第2子で半額（10円未満切り捨て）、第3子以降は無料となります。また、ひとり親等の世帯の第2子以降は無料となります。

※町民税所得割額が57,700円（ひとり親等の世帯にあつては、77,101円）未満の世帯は、上の子の年齢にかかわらず、きょうだい児の扱いとします。

※8月分までの保育料は前年度の税額、9月以降の保育料は当年度の税額により決定されることになり、年度途中で保育料が変わる場合があります。

6. 4月からの入所申込について

●申込みの前に

保育施設等によって、保育方針や給食の献立、保育スペースの広さ、体操服等の必要となるものが異なります。利用を希望される保育施設をお子さんと一緒に見学し、説明を受けてからお申込みください。

●対象児童

令和9年4月1日現在で、生後3ヶ月以上かつ未就学の乳幼児。

※7月までの入所を希望される場合は、お早めにご相談ください。

●申込書配布場所

在園児：各保育施設

新規申込：桂川町総合福祉センター（ひまわりの里）内 子育て支援課（Tel65-0081）

桂川町役場 ロビー

桂川町のホームページ（子育て・教育）からもダウンロード可。

<http://www.town.keisen.fukuoka.jp>

●申込受付期間

令和8年10月1日（木）から 令和8年10月16日（金）まで【在園児童】

令和8年11月2日（月）から 令和8年11月20日（金）まで【新規児童】

※4月からの入所を希望される場合で、上記期間内までに提出をされない場合は、在園児でも、新年度利用の優先順位が下がります。必ず上記期間内に申込を行ってください。

●受付場所

在園児童：利用中の保育施設

新規児童：桂川町総合福祉センター（ひまわりの里）内子育て支援課

※町外の保育施設を利用の方は、子育て支援課へお申し込みください。

●利用期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

申込内容（保育必要理由）により、上記より利用期間が短くなる場合があります。また、次の場合は入所を解除されることがあります。

1. 退職等により家庭保育が可能となり、教育・保育給付認定要件がなくなった場合
2. 申込みに虚偽の事項が記載されていた場合
3. 求職活動等を理由に認定されたが、その期間中に誓約事項等が守られなかった場合
4. その他町長が利用を解除する必要があると認めた場合

7. 年度途中からの利用申込について

●受付期間

入所を希望する月の**2か月前の15日まで**

4月1日からの申込と同様に事前に利用を希望される保育施設をお子さんと一緒に見学し、説明を受けてからお申込みください。

●受付場所

桂川町総合福祉センター（ひまわりの里）内 子育て支援課

●申込書類配布場所

町内の保育施設

桂川町総合福祉センター（ひまわりの里）内 子育て支援課

桂川町役場 ロビー

※桂川町のホームページ（子育て・教育）からもダウンロード可。

8. 広域保育について

保育を必要とされる方は、町内にある保育施設を利用することが前提となっています。しかし、保護者の勤務先が他市町村にあり、町内の保育施設では送迎が間に合わない等の理由がある場合には、町外の保育施設を希望することができます。

ただし、双方の市町村が広域保育の取り扱いをしていることが必要となります。

●広域利用の条件

希望する施設が、保護者の勤務先の市町村にある場合

希望する施設が、保護者の通勤経路上の市町村にある場合

保護者が里帰り出産等で、児童の祖父母等が居住する施設を希望する場合

町内の保育施設では開園時間内の送迎が困難であり、祖父母等が居住する市町村の施設を希望する場合

9. 施設利用決定までの流れ



10. 申込必要書類について

① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（現況届）兼保育所等利用申込書

利用希望児童1人につき1枚の提出になります。

② 個人番号届出書

利用初年度のみ提出が必要です。

きょうだい児が提出済みの場合、下のお子さんは提出不要です。ただし小学校1年生に上がった子のきょうだいで、4月から新規で申込をされるお子さんは、提出してください。

③ 保育を必要とすることを証明する書類

下記のいずれかの書類が必要となります。

保育必要事由	必要書類
①就労（会社等に勤務している）	就労証明書（会社・事業主が記入したもの）
②自営業	就労証明書・代表者の確定申告書等の写し
③求職活動	就労誓約書※就労後、勤務証明書の提出を要します
④妊娠・出産（出産月の前後2か月）	母子手帳のコピー（母の氏名と出産予定日を記載）または出産証明書
⑤就学（学校教育法に規定された学校等及び職業訓練校含む）	在学証明書
⑥保護者の疾病、障がい	診断書（町指定様式） または障がい者手帳の写し
⑦保護者等が同居の親族の介護・看護をしている	申立書 または障がい者手帳の写し及び申立書
⑧災害などのために保育ができない家庭	り災証明書 被災状況を証明する書類及び申立書
⑨育児休業中等で上の子の入所継続（満1歳を迎える月の末日まで）	就労証明書（育児休業取得期間（予定日）と復職日を会社、事業主に記入してもらってください。）
⑩その他町が認める場合	保育を必要とすることを証明する書類及び申立書

※きょうだいでお申し込みの際は1部で構いません。

11. お願いと注意事項について

（1）申込書の内容に変更が生じた場合、必ず連絡をしてください。

転居、婚姻・離婚など、申込書に記載している内容が変更になる場合は、保育料や利用手続きの変更が必要となりますので早急にご連絡ください。手続きが遅れた場合、遡って保育料を減額できませんのでご承知おきください。

（2）保育施設の利用要件が変更になった場合、必ず連絡してください。

退職や勤務先が変更になった場合や妊娠出産による変更の際は、必要書類の提出が必要となります。

（3）就労証明書の内容等で、確認が必要と判断した場合には、会社・事業主への確認や、給与明細等の提出を依頼することがありますので予めご了承ください

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定(現況届) 申請書 兼 保育所等利用申込書

○ 年 ○ 月 ○ 日

記入例

☒新規 ☐継続

保護者氏名 桂川 ひろし

桂川町長 殿

4月1日の
年齢を記入
してください。

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定(現況届)を申請します。また、保育所等利用申込書における利用を
あわせて申し込みます。

申請に係る 小学校就学前 子ども	氏 名	生年月日	性別	障害者手帳の有無
	(ふりがな) けいせん ひまわり 桂川 ひまわり	※年齢はR9.4.1現在 ○年 ○月 ○日生 (○ 歳)	男・女	有・無
保護者 住所・連絡先	(住所) 〒○○○-○○○○ 桂川町土師○番地○○号 (連絡先) 自宅: ○○○-△△△-□□□ 父(携帯) ○○○-△△△-□□□ 母(携帯): ○○○-△△△-□□□			
個人番号(マイナンバー)届出書の提出		☐ 提出済	☒ 今回提出	
保育の希望の 有無(※)	☒ 有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用 を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)			
	☐ 無 : 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)			

(※)

- ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入してください。

①世帯の状況(住民票上だけでなく同居者全員を記入してください。生計が同一の方は別居でも記入してください。)

区分	氏 名	生年月日	性別	職 業 又は 学校名等	障害者 手帳の 有無	備考
家族構成	(ふりがな) けいせん ひろし 桂川 ひろし	父	○年○月○日	男・女	会社員	有・無
	(ふりがな) けいせん みさえ 桂川 みさえ	母	○年○月○日	男・女	保育施設等を利用している場合は施設名を記入してください。	有・無
	(ふりがな) けいせん しんのすけ 桂川 しんのすけ	兄	○年○月○日	男・女	ちゅうりつぷ 幼稚園	有・無
	(ふりがな) けいせん ひまわり 桂川 ひまわり	本人	○年○月○日	男・女		有・無
	(ふりがな) けいせん しろう 桂川 シロウ	祖父	○年○月○日	男・女	パート	有・無
	(ふりがな) 桂川		年 月 日			有・無
該当の有無	ひとり親世帯	ひとり親家庭等医療証 ☐ 有 ☒ 無	同居の方で65歳以下の方は、 就労証明等の保育を必要とする書類が必要となります。		幼稚園等の利用	☒ 有 ☐ 無
	生活保護の受給	☐ 有 ☒ 無	特別児童扶養手当の受給		☒ 有 ☐ 無	

②利用を希望する期間、希望する施設(事業所)名

利用希望期間	○年 ○月 ○日 から ○年 ○月 ○日 まで		
利用を希望する 施設(事業者)名 ※必ず第3希望まで ご記入ください。	施設名	見学・面談確認	希望保育施設について
	第1希望 △△保育園	☐ 未 ☒ 済(○月 ○日)	AとBいずれかにチェックしてください。
	第2希望 □□保育園	☐ 未 ☒ 済(○月 ○日)	☒ A 第1希望以外でもいい
	第3希望	施設によって、保育方針や保育時間等が異なります。お子さんと一緒に希望される施設を見学し、説明を受けてお申し込みください。	※「どこでもいい・第○希望までいい」をご記入ください。
	第4希望		(第3希望までいい)
申込前に希望される保育施設等を見学し、説明を受けてください。		☐ B 第1希望以外は入園を辞退する	

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

	続柄	必要とする理由	備考
保育の利用を必要とする理由	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など））	
	母	☐ 就労 ☒ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など））	
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ・ ☒ 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日	利用時間	
	月・火・水・木・金・土	8 時 00分から 17 時 45分まで	
希望する保育の必要量	☒ 保育標準時間(11時間以内) ・ ☐ 保育短時間(8時間以内)		

※ 世帯員の居住地について

前年、当年の1月1日時点の居住地（住民票のある）が桂川町ではない世帯員の有無（☒有 ・ ☐無）

令和8年1月1日時点の住所	
令和9年1月1日時点の住所	

前年と当年の1月1日に桂川町にお住まいでなかった方の氏名と住所を記入してください。

④認定申請処理、税情報等の提供に当たっての

以下の（１）から（４）の項目に同意します。

（１）入所の申請については、審査に時間を要するため30日以内に通知を交付できないことを承諾します。

（２）利用者負担額決定に際し、市町村民税の情報（同一世帯を含む）及び世帯情報を閲覧する事。
また、その情報に基づき決定した利用者負担額、階層区分及び副食費免除の有無を保育施設等に対して提示すること。

（３）虚偽の申し出をした場合や必要書類を提出しない場合は、保育施設等の利用決定を無効とされても異議を申し立てません。

（４）「入所申込に際しての確認・注意事項について」の内容を確認し承諾しています。

保護者氏名 桂川 ひろし

入所に際しての確認・注意事項について

- ・世帯の状況に変更が生じた場合(婚姻・離婚等の世帯構成変更等)は必ずご連絡ください。
- ・保育を必要とする事由に変更が生じた場合(就労状況の変更、出産等)は必ずご連絡ください。
- ・提出書類の不明箇所は、職場等へ直接確認する場合があります。また、保育事由確認のため年度途中に勤務・就労証明書及び給与明細等の提出を依頼する場合があります。
- ・利用者負担額の決定に際し、保護者は市町村民税の申告が必要です。
- ・所得申告内容を修正・変更した場合はその写しを必ず子育て支援課へ提出してください。
- ・申込時には、お子様と一緒に希望する保育所(園)を見学し、保育方針や別途費用等(体操服代金等)をご確認ください。
- ・保育料(授業料等)の納入に不誠実な滞納者に対しては、強制徴収を行います。

*市町村記載欄

受付年月日	令和 年 月 日	
認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由)		☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 (☐ 標 ☐ 短)
年 月 日 認定		
支給(入所)の可否	支給認定期間	契約期間
可・否 (否とする理由)	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
〔 ☐ 施設型 ☐ 地域型 ☐ 特例施設型 ☐ 特例地域型〕		
入所施設(事業者)名		
〔 ☐ 認定こども園(☐ 連 ☐ 幼(☐ 幼 ☐ 保) ☐ 保(☐ 保 ☐ 幼) ☐ 地(☐ 幼 ☐ 保)) ☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 地域型(☐ 小 ☐ 家 ☐ 居 ☐ 事) ☐ 第一希望施設と同時施 〕		
備 考		

*施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	令和 年 月 日
施設(事業者)名	(事業所番号:)
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
利用契約(内定)の有無	有(契約・内定 (年 月 日契約(内定))) ・ 無
備 考	

記入例

(別紙1)

個人番号届出書

桂川町長 様

私の個人番号は以下のとおりです。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

届出者氏名 桂川 ひろし

(自署)

届出者住所 桂川町大字土師○○番地○○

保護者	ふりがな けいせん ひろし	マイナンバー (個人番号)
(父・母または児童を監護する方)	氏名 桂川 ひろし	12桁の個人番号を記載
	生年月日 昭和・平成 ●月●日	
保護者	ふりがな けいせん みさえ	マイナンバー (個人番号)
(父・母または児童を監護する方)	氏名 桂川 みさえ	12桁の個人番号を記載
	生年月日 昭和・平成 ●月●日	

(※使用目的：子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に係る事務)

※以下の身元確認書類①あるいは②の写しを裏面に添付してください。

① 以下のいずれか1つ 顔写真あり

- ・運転免許証
- ・旅券 (パスポート)
- ・障害者手帳
- ・療育手帳 など

② 上記の身分証明書類をお持ちでない場合は下記のいずれか2つ 顔写真なし

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書
- ・母子健康手帳
- ・生活保護受給者証 など